

パート年収増えると「税」「保険料」増に

パートタイムで働く妻などが、扶養内で働く場合に直面するのが「年収のハードル」です。年収が増えていくことは良いことなのですが、その年収がハードルを次々に越えていくと税金や社会保険料などの支払いが発生し、年収から引かれると、手取り額は減少していきます。

そのため働き方の調整をする人が多いのですが、一方で社会保険に加入すれば、将来受けとる年金が増えるなどのメリットもあります。また、税金が発生する場合は、個人型確定拠出年金(iDeCo、イデコ)の活用で老後資金の積立てができて、節税も可能になりますから、どう選択すればよいか迷う人も多いのではないのでしょうか。まずは税金に関するハードルについて説明します。

年収のハードルの一番目が、住民税のハードルです。住民税は、1月1日に住んでいる都道府県と市町村に納める税金です。金沢市に住んでいる人は、「県民税」と「市民税」が徴収され、それぞれに「均等割」と「所得割」があります。

均等割は、税金を納める人すべてから均等に徴収するもので、県民税では、1人当たり年間2000円、金沢市の市民税が年間3500円です。所得割は、所得によって発生しますが、所得=年収ではありません。所得は儲けの金額で、年収(賞与を含むお給料)から給与所得控除額(経費のようなもの)差し引いた金額が所得になります。税率は、県民税が4%、市民税が6%で、合わせて10%です。住民税のハードルとは、均等割と所得割の両方が発生しない年収のハードルで、一般的には「100万円」ですが、金沢

妻のパート年収 **ハードルを超える度に税金や社会保険料が増えていく**

100 103 106 130 150 180 201
万円 万円 万円 万円 万円 万円 万円

- 超えると夫の配偶者特別控除額がなくなる
- 60歳になった場合、社会保険料が発生しない(※3)
- 超えると夫の配偶者特別控除額が徐々に縮小する
- 社会保険料が発生しない(※2)
- 社会保険料が発生しない(※1)
- 所得税が発生しない
- 超えると夫の方に配偶者控除が発生
- 住民税が発生しない

(※1~3)の社会保険料については次回解説します

市の場合には「97万円」以下なら両方からからない、超えると住民税は発生することになります。

次に、所得税のハードルです。所得税は、国に納める税金で、所得から計算されます。「103万円」は、超えると妻自身の所得税が発生する可能性があるハードルです。また、夫の会社に「配偶者手当」や「扶養手当」などがある場合は、103万円をハードルにしている会社が多く、超えるとこれらの手当がつかなくなります。家計にとって手当の金額は小さくはないので、ハードルの金額を調べておきましょう。



※次回に続きます

暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00